

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学

社会人特別選抜入学試験（5月選抜・5月13日分）

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

〈第1問〉

憲法の重要判例の正確な理解を基にして、類似事例について、共通点と相違点に留意しつつ、考察できるかどうかを問う。

設問1で、参照すべき最高裁判例を挙げ、判例の基礎知識を示すこと、設問2で類似事案について検討することを求めている。

本問では、レペタ訴訟（最判平成元年3月8日）の判例理解を基に、検討することになる。

〔設問1〕

レペタ訴訟最高裁判決は次のように述べている。

憲法82条1項の趣旨は、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。」「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることとなるが、右規定は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでない」

〔設問2〕

レペタ訴訟は、メモをとる自由を中心に解説されることが多いが、この事件では司法記者クラブ所属の記者だけがメモをとることを許可されていたことについて、平等原則違反に違反しないかも問題となった。

本問では、傍聴の権利が保障されているわけではないが、区別は存在するので、平等原則違反の問題として論じることになる。

〈第2問〉

統治分野の基礎知識を問う問題である。

2. 採点実感

平等の問題が生じていることを捉えることができず、事例分析が不十分だと感じた。

3. 学習方法

法曹を目指す人は判例学習をおろそかにすべきではない。判例は、判決等の論理だけでなく、事実の概要を踏まえて分析、理解、暗記する必要がある。